

12月13日（水）

平成 29 年 12 月 13 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	濱砂 公一

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
事務局 次長	上山伸二
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主査	沼口恭一郎
議事課 主任主事	森本 征明

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第25号まで及び第30号から第32号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第32号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、1億9,600万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金1億1,600万円余、国庫支出金6,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,879億2,200万円余となります。

このうち総合政策部の補正予算は1億1,000万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わ

せた補正後の予算額は131億9,100万円余となります。

次に、新規事業「長距離フェリー再生連携推進事業」についてであります。

これは、農畜産物を初めとする県産品の大消費地への輸送手段及び観光客の移動手段として重要な役割を担う、宮崎港と神戸港を結ぶ長距離フェリー航路を長期的かつ安定的に維持するため、同航路の運航を新たに担う新会社に対し、地元経済界及び金融機関等と連携して出資を行うものであります。

このことについて委員より、「来年3月に発足する新会社は、現会社の債務を引き継ぐことはないのか」との質疑があり、当局より、「新会社は、過去の債務を完全に切り離した形で発足する」との答弁がありました。

また、これに関連して別の委員より、「平成31年度の新船建造の着手に当たっては、その資金調達を県と金融機関等で協議するとの説明があったが、県が支援をすることが前提なのか」との質疑があり、当局より、「新船建造を自社で行うか、また他社からのリース方式で対応するかは新会社で検討されるが、仮に新船建造を自社で行う場合は、その状況に応じて県も貸し付けることを想定している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「新船就航後の収益確保が計画どおりにいくかの不安は残るが、フェリー路線の維持は本県経済の発展にとって必要不可欠なので、積極的に支援すべきである」との意見がありました。

一方で、別の委員より、「計画どおりにいけば採算のとれる会社のようなのだが、設立当初から支援ありきでは、経営上どこかに甘えが出る可能性があり、過去の事案を繰り返すことにもな

りかねない。将来的に県費負担が必要となった場合、それを否定するものではないが、新たな会社として設立するからには、自社で採算性を確保するという経営の厳しさを持つべきである」との意見がありました。

さらに、委員より、「現会社において、下り便の貨物が少ないという課題があるので、新会社とともに十分な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、フェリー航路の維持が本県経済の生命線との認識のもとに、県内経済界等と連携し、オール宮崎で支えていくとの決断を評価する一方で、将来の経営安定化に対する意見もあったことから、今後、関係者との連携を密にし、新会社の経営状況をしっかりと注視しながら、航路の維持・発展に向けて全力で取り組んでいただくよう要望します。

次に、防災拠点庁舎の建設に係る工事請負契約の締結についてであります。

このことについて委員より、「建設主体工事においては、CLT耐震パネルが用いられるが、それには県産材が使用されるのか」との質疑があり、当局より、「CLTの検討段階から、県産材を使用して実物大の強度試験を行ってきた経緯もあるので、建築に当たっては県産材を使いたいと考えている」との答弁がありました。

また、これに関連して別の委員より、「木材を初めとする県産資材の利活用及び県内企業からの物品調達、地産地消の観点からも大変重要なことなので、落札者に対しては、県産資材等をできる限り使用するよう要請していただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8

項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願第22号を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,103億2,600万円余となります。

この補正予算に係る医療施設近代化施設整備事業は、国庫補助の内示を受けて、日南市内の老朽化した医療施設の病棟整備等に対して補助を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の整備に当たって、当該医療施設は病床の削減をどのくらい行うのか。また、地域医療構想との整合性はとれているのか」との質疑があり、当局より、「125床から18床減らし、14.4%削減する計画となっている。今回の整備は、日南串間地域

の地域医療構想調整会議で協議し、了承されたものである」との説明がありました。

これに対して委員より、「当該案件は、地域医療構想の策定後の民間医療施設に対する補助であり、今後も調整会議においては、人口減少を見据えた上での十分な協議をお願いするとともに、今回の対象医療機関に対しては、補助の効果が発揮されるよう、適切に指導をしていただきたい」との要望がありました。

次に、脳卒中の医療提供体制の充実についてであります。

このことについて委員より、「脳卒中は発症後の早期処置が重要であるが、山間部では助かる見込みが少ないという声をよく聞く。今年度見直し予定の第7次宮崎県医療計画においては、発症後4.5時間以内にアルテプラゼという薬剤を投与する血栓溶解療法等の遠隔診療支援ができるハブ施設を、現在の1カ所から8カ所にふやすという目標になっているが、どの程度協議等が進んでいるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「現在のハブ施設である宮崎大学医学部附属病院救命救急センターと県内の関係医療機関等で作る協議会において、準備をしっかりと進めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「目標年度の6年後と言わず、できるだけ早期にその体制が整うよう努力していただきたい」との要望がありました。

次に、特定健診等の実施率の向上についてであります。

宮崎県医療費適正化計画改定等の報告の中で、当局より、「各保険者が実施する特定健診の平成27年度本県実施率は44.6%で、全国平均

より低く、国の目標である70%を大きく下回っている。また、全国状況においては、実施率が高いほど、1人当たりの国民医療費が低くなる傾向が見られる」との説明がありました。

このことについて委員より、「市町村国保の実施率が特に低いので、これを上げるようしっかり取り組んでいただきたい。また、子育てで忙しい30代から40代に対して、特定健診やがん検診などの受診を働きかけるため、PTAや教育機関との連携など、さまざまなアプローチをお願いしたい」との意見がありました。

次に、県立病院事業の上半期の業務状況についてであります。

このことについて委員より、「特に延岡病院の収益が伸びているが、その要因は何か」との質疑があり、当局より、「今年度から委託している病院経営改善の提案を行うコンサルタントの指導助言によって、費用削減と診療報酬加算等の見直しが図られ、患者1人当たりの収益単価が上がっていることや、新たに医師が確保できたことによって患者数がふえていることが主な要因である」との説明がありました。

次に、県立宮崎病院再整備についてであります。

このことについて当局より、「実施設計段階のコスト管理等を検証するコンストラクション・マネジメント受託事業者から提案のあったマーケットサウンディングを1月に実施する」との報告がありました。

これは、設計自体に施工者の技術・知見を取り入れるほか、入札環境を整えるため、建設工事の発注前に、入札参加資格を持つ施工者から意見聴取を行うものであります。

これに関して委員より、「このマーケットサウンディングには県内業者にも積極的に参加し

でもらった上で、その意見を踏まえて、県内業者が入札に参加しやすい要件を整えるなど、地域経済循環への配慮をお願いしたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,500万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は428億3,400万円余となります。

このうち、繰越明許費の追加となる「首都圏情報発信拠点整備・機能強化事業(新宿みやざき館KONNEのリニューアル)」についてであります。

このことについて委員より、事業繰り越しの理由及び今後の事業費圧縮の可能性について質

疑があり、当局より、「設計の仕様等を検討する中で、納品が11月中旬から同月下旬にずれ込んだことから、来年4月の竣工見込みとなったものである。また、備品を県で直接発注することや、レストラン部分の工事をレストランを運営する事業者にも担ってもらう等の見直しにより、事業費の圧縮は可能と考えている」との答弁がありました。

これに関して委員より、「事業費圧縮の努力は評価するが、開店のおくれにより宣伝効果等にも影響が出てくることから、次回からは、契約に定める期限や条件を十分踏まえた上でしっかり取り組んでいただきたい。また、今回の案件は、随意契約しか選択できない条件となっており、予定価格に近い金額での工事契約が見込まれることから、今後のリニューアル等を行う際には、競争入札による歳出削減が可能な場所も検討するなど、将来に生かしていただきたい」との要望がありました。

次に、本県中小企業等の事業承継についてであります。

このことについて当局より、「本県の廃業・解散率は全国で2番目に高いという調査結果があり、今後も団塊世代の経営者の引退が想定されるなど、事業承継の円滑化に向けた取り組みは喫緊の課題である」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「事業承継の取り組み強化のため、事業引継ぎ支援センターの役割や事業承継税制・金融支援等について、関係者への周知は行っているのか」との質疑があり、当局より、「新聞広告や県政番組でPRしており、同センターへの相談件数は、平成27年に設置してからことし10月までで203件と、年々増加傾向にあるため、認知されつつあると考えているが、金融支援制度等が十分に活用され

ていない状況もあるので、引き続き周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地域・団体ごとに事業承継のマッチング等を行うだけでなく、県全体として、承継後の取引の継続、技術を守ることや後継者の所得安定に関する支援が必要だと思うが、取り組みは行っているのか」との質疑があり、当局より、「ことし5月に関係機関が集まって連絡会議をつくり、事業承継を協力して進める体制を整備した。今後も事業引継ぎ支援センターを中心に、関係機関とも連携しながら、相談しやすい体制づくりに努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業承継が、本県経済、ひいては地域の維持・活性化に影響を及ぼす大きな問題であるため、相談窓口や支援制度の周知をさらに充実させるとともに、地域だけではなく県全体の中で、事業の技術と雇用を次世代に引き継ぐ取り組みを進めていただくよう要望します。

次に、議案第21号から第24号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、指定管理者の公募への申請が少ないことに関して質疑があり、当局より、「指定管理者は、平成18年度の第1期には多いところで5者の申請があったが、その後少なくなっている。県のホームページや新聞などでさまざまにPRしているが、今後も指定管理の意義を含めて、関係者等にしっかり周知してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、指定管理候補者選定委員会委員の選定基準について質疑があり、当局より、「さまざまな角度から審査するため、指定管理業務や経営、県民の利活用、安全面などに精通した方々を選定しており、それぞれの委

員が公平公正な視点から独自に審査をしている」との答弁がありました。

次に、平成29年発生公共土木施設災害の状況についてであります。

このことについて当局より、「平成29年発生の災害については、台風22号を含め、県、市町村を合わせた被害報告額は374カ所、75億2,400万円となっている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、国道220号の早期復旧に関しては、関係機関の迅速な対応に謝意を表するものですが、国道448号を初めとするその他の被災箇所についても、国や関係機関等と連携を密にして早期復旧に努め、また、危険箇所等については事前対策を充実するなど、災害に強い道づくりに努めていただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、みやざき林業大学校(仮称)について

であります。

このことについて当局より、研修拠点は宮崎県林業技術センターとし、サテライト施設は、県有施設に加え、地域の公的施設を利用するという方針や、研修コース案、今後のスケジュールなどの説明がありました。

これに関して委員より、「高校生が林業大学校への応募を意識するためには、林業の将来性や仕事内容をイメージできることが不可欠であるが、どのようなPRを考えているか」との質疑があり、当局より、「今後、教育委員会と連携し、募集活動を進めてまいりたいと考えている。また、夏休み期間中にオープンキャンパスを開催し、森林・林業の重要性や林業機械の操作などを体験してもらうこととしているため、保護者も含めて参加を促し、林業への理解を深めていただけるようにしてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「早期に募集パンフレットを作成し、各学校へ案内するなど、平成31年度開校の際により多くの応募があるよう、募集活動を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、林業労働災害についてであります。

このことについて委員より、「ことしの林業労働災害の発生状況はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「林業・木材製造業全体で11月末現在、103件発生しており、昨年よりふえている。このため県においては、注意喚起を図るため、緊急指導会を開催したところであり、労働基準監督署等の関係機関とも連携しながら、引き続き安全確保の徹底に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は411億8,400万円余となります。

次に、議案第16号から第20号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて、環境森林部と農政水産部の審査の際、複数の委員より、いずれの施設も応募が1者であったことから、募集の周知方法や競争性の確保についての質疑があり、当局より、「募集については、県広報、ホームページ、新聞広告、テレビ・ラジオの県政番組、経済団体会報への掲載等により、幅広く周知を行っている。また、応募は1者であったが、指定管理候補者から新たな取り組みの提案もされており、県民サービスの向上が見込まれる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、民間活力を十分に取り込むためには、応募者が緊張感を持って競い合う環境が必要であることから、今後の募集に当たっては、さまざまな団体に情報が行き渡り、できる限り多くの応募があるよう、周知方法等をさらに工夫していただくことを要望いたします。

また、このうち県立農業大学校農業総合研修センターは、その設置目的として、地域農業者の指導者等に対する研修が含まれていることから、当委員会といたしましては、目的に見合った専門性の高い講師を招聘し、研修内容に工夫を凝らすなど、指定管理者とともに検討を重ね、施設の役割をしっかりと果たしていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査

といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第31号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局における平成29年度各事業の上半期の状況についてであります。

このことについて当局より、「電気事業及び工業用水道事業については、ほぼ目標どおりに推移しているが、地域振興事業については、天候に恵まれず、ゴルフ場利用者数が目標の9割以下となっている」との報告がありました。

これに対して委員より、「ゴルフ場を運営する地域振興事業は、雨や気温などに大きく影響を受けるものであるが、今後の経営努力により、利用者数の増加に努めていただきたい」との意見がありました。

次に、県立高校生の就職内定状況についてであります。

このことについて当局より、「今年度は、公務員を希望する生徒の割合が高いため、現時点における全体の内定率は若干低いものの、全体の就職内定者1,683名のうち県内が934名と昨年度を上回る状況であり、これは関係部局等と連携して県内企業の理解を深める取り組みを行っ

てきたことによる一定の成果である」との報告がありました。

これに対して委員より、「処遇面だけで比較すると県外企業が魅力的に見えるが、通勤時間や物価、家賃などの比較を提示し、総合的に勘案して、県内で働く魅力を伝える今の取り組みは有効である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、さらに多くの生徒が県内での就職を選択するよう、より早い段階から県内で働くことの魅力を伝えるなど、これまでの取り組みを一層充実させていただくことを要望します。

次に、「私を変えた先生との出会い」エピソードについてであります。

これは、教職員の一言や指導、支援等が自分の人生によりよい影響を与えたエピソードについて、応募があった306点の中から特に紹介したい心温まる作品24点をまとめたものであります。

このことについて委員より、「教師の一言によって前向きな気持ちになれた、将来の展望が開けたなどのすばらしいエピソードが寄せられており、この取り組みを多くの方に知っていただけるようPRに努めていただきたい」との要望がありました。

次に、えひめ国体の結果と今後の競技力向上についてであります。

このことについて委員より、「2巡目国体でよい成績をおさめるには、競技人口が少ないものも含め、あらゆる競技で入賞する必要がある。そのためにも、各競技において目標を定め、その実現に向けた指導者の配置などに計画的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「2巡目国体に向け

た選手強化のあり方や必要な支援について、各競技団体にヒアリングを行っており、その内容をもとに、取り組むべき事項を精査してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、早期に指導者の確保や環境整備に取り組むとともに、各競技団体との連携を強化することで、県全体の競技力向上に努めていただくよう要望します。

次に、うそ電話詐欺被害抑止対策についてであります。

これは、特殊詐欺という言葉がわかりにくくかた苦しいという声があったことから、ことし9月より、被害防止を広報する上で、「うそ電話詐欺」と表現することとされたものであり、その被害については、広報啓発やコールセンター事業、金融機関との連携による水際阻止等により、警察官が2,500名以下の同規模県と比較すると、本県の認知件数、被害額ともに少ない状況となっております。

このことについて委員より、「実際に被害に遭われた方に対し、新聞やテレビCMなどによる広報の効果について聞き取りを行っているのか」との質疑があり、当局より、「被害者を対象としたアンケートを行い、うそ電話詐欺に対する認知状況や被害に遭った理由などについて調査している」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「実際の手口など具体的な事例を伝えることが有効であり、アンケート結果を分析して、より効果的な広報啓発方法を検討すること」との要望や、「新たな手口による被害が発生する危険性もあるため、引き続きしっかりと取り組むこと」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、

地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第4号、第24号、第32号について反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第4号「宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例」について述べます。

本議案は、平成30年度の国民健康保険制度改革、いわゆる国保の都道府県化により、国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴う、交付金の交付や納付金の算定・徴収などの事項を条例で定めるというものでございます。

国保の都道府県化に際して、現在、県内各自治体へ国保事業費の納付金の額が仮係数として示されていますが、来年1月に提示される納付金に基づいて、市町村は住民に保険料を賦課徴収し、徴収した保険料を県に納付することになります。また、県は、保険給付に必要な財源を交付金として市町村に拠出します。市町村がど

れだけの国保税を課すかは、県からどれだけの納付金を割り当てられるかに左右されることとなります。

今後、財政安定化基金が設置されることとなりますが、問題は、国保料の収納不足で納付金が完納できない市町村や、医療費の増加で財政が困難になった市町村は、基金からの貸し付けで対応し、一般会計等からの繰り入れはしないことや、繰り入れができるのは、国が認める被災者や失業者に対する一時的な保険料減免に限るなど、法定外繰り入れについては原則認めない方向が強められようとしていることでもあります。また、保険財政の不足、国保の財源不足は、最終的に保険料の引き上げで補わせる方向に向かうことも懸念されるものであります。

当面、国保税の高騰を抑える激変緩和策が講じられていますが、これも不十分であり、これと引きかえに、市町村の独自繰り入れが削減、解消されては、国保の構造的矛盾は何ら解決されず、高い国保税にならざるを得ません。国保税の高騰を抑えるための給付の抑制、受診抑制が迫られることは必至であり、国民にとって必要な医療が保障されなくなる危険性を増大させるものであります。

今後の高齢化や医療技術の進歩を受け、国保の1人当たりの保険料は、2025年度にさらに引き上がるというのが内閣府の試算であります。高過ぎる国保税を抜本的に引き下げ、将来にわたる保険料高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を根本的に変える以外にありません。全国知事会も、政府に1兆円の国庫負担増を要求するなど、国庫負担増の必要性は幅広い共通認識となっております。

我が党は、国保の都道府県化の実施そのものに反対の立場からも、本議案に反対するもので

あります。

次に、議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について」述べます。

本議案は、県営住宅について、県下83団地6,768戸の管理を一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会に委ねるというものであります。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、官から民への構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められております。今回は、議案第11号から第24号の議案で、100の施設に新たな管理者の選定議案が出されています。日本共産党は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしましてまいりました。

公営住宅制度は、国や公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者の居住の安定のために低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉の増進に寄与することを目的にしております。それだけに、公営住宅は他の公共施設の維持管理と違い、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っております。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されることも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。したがって、今回提案された県営住宅における指定管理者の指定について反対するものです。

次に、議案第32号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

本議案は、知事や議員など特別職に係る期末手当の支給月数を改定し、引き上げを行うというものであります。しかし、県民所得が伸び悩み、消費税や国保税などの社会保険料の負担増が続く中で特別職の期末手当の引き上げを行うことは、県民の生活実態、県民感情からしても決して好ましいとは言えませんし、納得は得られないと思います。したがって、今回提案の特別職に係る期末手当の引き上げ議案に反対するものでございます。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次に、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について討論をいたします。

本請願に対する委員長報告は、今議会も継続審査でありましたが、採択を求めるものです。

請願者は、健やかな子供たちの成長のために、現在、就学前にとどまっている子供の医療費助成を少しでも拡充して、子育てを応援してほしいと、毎年、県民の願いの詰まった署名を添えて請願を提出してこられました。県民のこの子育ての願い、思いをしっかりと受けとめることが、まずは県議会の役割ではないでしょうか。

経済格差が拡大する中、子育て支援や子供の貧困対策などは社会的な課題であり、県政課題として、これまでに県議会でも論議をしてきたものではなかったでしょうか。中でも子供の医療費助成は子育て支援の大きな柱であり、他県と同様、しっかり取り組むことが求められています。

県内市町村はもとより各県も、住民の子育て

支援への強い要望に応じて予算の位置づけが行われています。九州では佐賀県も、ことし4月から小学校卒業までの医療費助成が始まっています。本来、子供の医療費助成は、国の施策で実施することが必要であることは言うまでもありません。国にも積極的に求めていくとともに、「子育て・子育て日本一」を目指す宮崎県であるならば、県内どこに住んでいても安心して医療が受けられ、安心して子育てができる環境を整えることが必要です。このことは、少子化打開の道を開くことにもつながるのではないのでしょうか。

そのためにも、まずは県議会が、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める」本請願を採択し、その実現に向けて尽力することが、何より重要ではないかと思えます。子育て支援を促進させる県議会の役割として、また、切実な県民要求を請願という形で県議会へ提出される、県民の請願を尊重する上からも、県民の負託を受けた県議会は、県民のその思いをしっかりと受けとめ、県政、国政につないでいくことがその役割、責務であると思えます。本請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。

(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第4号、第24号及び第32号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第4号、第24号及び第32号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第3号まで、
第5号から第23号まで、
第25号、第30号及び第31号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第3号まで、第5号から第23号まで、第25号、第30号及び第31号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成29年12月13日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の
国庫負担減額措置及び子ども医療に関わる
全国一律の制度創設に関する意見書

議員発議案第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の
拡充及びC型肝炎患者の救済の延長を求め
る意見書

議員発議案第4号

生活保護世帯の子どもの大学等への進学に
関する制度の見直しを求める意見書

議員発議案第5号

労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成29年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時49分閉会